

愛媛県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			3.8E-1	2.7E+1	27.3
64	エトフェンプロックス	2.1E+1	1.7E+1	5.5E+0	2.1E+1	64.9
117	テブコナゾール				2.1E+0	2.1
139	トラロメトリン			5.3E+0	1.6E+0	6.9
140	フェンプロパトリン			2.5E+0		2.5
153	テトラメトリン	2.3E+2	9.5E+0	2.1E+2	8.2E-2	443.2
181	ジクロロベンゼン	4.9E+2	2.6E+2			746.2
225	トリクロルホン		8.9E+0			8.9
248	ダイアジノン		9.5E-1			0.9
251	フェニトロチオン		2.4E+2	3.1E+0		239.6
252	フェンチオン	5.0E+0	8.7E+1	5.0E+0		96.8
256	デカン酸				3.1E+0	3.1
350	ペルメトリン	2.8E+1	4.8E+1	1.7E+1	4.4E+1	137.5
405	ほう素化合物		9.7E-2	4.8E+1	9.7E-1	48.6
427	カルバリル			1.8E+2		179.8
428	フェノブカルブ			1.2E+2	1.2E+2	234.9
457	ジクロールボス	1.0E+2	8.5E+2			957.0
合 計		8.7E+2	1.5E+3	5.9E+2	2.2E+2	3200.3

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等